

国外における植物油インキマーク（印刷物用）の使用条件

昨今、印刷会社等から国外で印刷した印刷物について植物油インキマークを付けたいとの要望があり、使用条件について検討した結果、以下の条件で印刷された印刷物について植物油インキマークを付与できることとする。

1. インキの条件

- ・インキ会社：当工業会会員会社（植物油インキマーク商標使用許諾契約済）とその現地法人
- ・インキ：日本から輸入した植物油インキまたは、上記現地法人で製造し組成が植物油インキの条件を満たしていると日本の親会社が保証したインキ（具体的には親会社が当工業会に植物油インキとして、製品名と現地法人の会社名を登録したインキ）。ただし、現地法人は当工業会の会員ではないので、現地で製造したインキに植物油インキマークを付けることはできない。

2. 印刷物への表示の条件

- ・発注元：植物油インキマーク使用許諾契約済の国内印刷会社等。
- ・印刷会社：国内印刷会社から発注を受けた国外の印刷会社については特に指定はない。
- ・印刷物：印刷物に使用したインキが、上記の条件を満たしていると発注元の国内印刷会社が保証した印刷物。
- ・印刷物の流通場所：日本国内に限る。

以上